

令和7年度から

村民税(普通徴収)と 固定資産税の納期が変更になります

国は行政のデジタル化を推進していくため、地方公共団体の情報システムの標準化を法律で定めました。この法律により全国の地方公共団体は、国の定める標準化に対応したシステムを使用することが義務付けられました。

占冠村においても、国の進める全国標準のシステムを利用するため、村民税(普通徴収)と固定資産税の納期を標準納期である4期に変更しますので、ご理解とご協力をお願いします。



納付回数・納付月が下記の通り変更となります

村民税(普通徴収)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現行			1期			2期		3期	
変更後			1期		2期		3期		4期

固定資産税

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
現行				1期			2期		
変更後				1期	2期		3期		4期

※期別ごとの納期限は、送付する納税通知書をご覧ください。
(村民税は6月中旬。固定資産税は7月上旬)

◎ 各月に支払う税金の額は変わりますが、**1年間で納める税金の額は変わりません!**

◎ 納め忘れがないよう、**簡単・便利な電子納付【地方税お支払サイト】**をぜひご利用ください。

◎ 納期内の納付が難しい方は、お早めに総務課税務担当にご相談ください。



地方税お支払サイト

問 総務課税務担当 56 - 2121

令和7年4月から

占冠村子育て世代包括支援センターと
占冠村子ども家庭総合支援拠点が



占冠村こども家庭センター

になりました!

占冠村では、これまでの「子育て世代包括支援センター」(母子保健機能)と「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉機能)を一元化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に支援を行う総合相談窓口として「こども家庭センター」を設置しました。

産前・産後のことや育児のこと、ご自身やお子さんの心配事、困り事など、気になることがありましたら、相談内容など秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

これまでの体制

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに
関する各種の相談・支援
(母子保健機能)

子ども家庭総合支援拠点

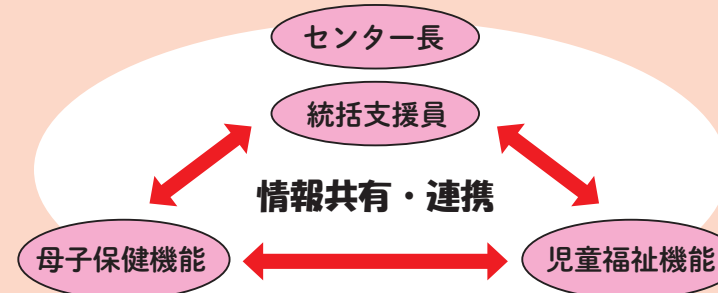
児童虐待、ヤングケアラ
ーなど、さまざまな困難
を抱える子どもや家庭に
関する相談・支援
(児童福祉機能)

令和7年4月から

統合・一元化

こども家庭センター

(役場福祉子育て支援課内)



占冠村地域子育て支援拠点事業

占冠保育所交流コーナーにスタッフを配置し、入園前のお子さんとその保護者、妊産婦の方を対象に交流事業を行っています。また、月1回程度、講習会等のイベントを実施していますので、ぜひご利用ください。

日時：毎週月・水・金曜日 9:00~12:00
場所：占冠保育所交流コーナー
※開設日時やイベントの情報は「しむかっぴこそだてカレンダー」(行政区回覧)でご確認ください。

親子相談(中央・トマム)

毎月1回、保健師と栄養士が妊娠中の悩み・心配事の相談や、子どもの心身の発育・発達の確認、育児相談、虫歯予防に関する相談、栄養・離乳食の相談などに対応します。事前予約は不要です。会場に直接お越しください。

場所：占冠保育所交流コーナー(10:00~12:00)
トマムコミュニティセンター和室(9:30~11:30)
※開催日は「しむかっぴこそだてカレンダー」(行政区回覧)や「村のカレンダー」(広報折り込み)でご確認ください。

こんなお悩みはありませんか?

子育ての悩み、不安を聞いてほしい…。
子どもの行動や発達が気になる…。
イライラしたり落ち込んだりする…。
子どもを怒鳴ったり、叩いてしまう…。 など



相談窓口

占冠村こども家庭センター (占冠村役場福祉子育て支援課)

電話：56 - 2125
メール：jidou@vill.shimukappu.lg.jp
※月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30~17:15